

令和8年度兵庫県立いなみ野特別支援学校高等部生徒募集要項

兵庫県立いなみ野特別支援学校

1 学校教育目標

こころ豊かで自立する人づくりを基盤に、「明朗・協力・自立」の校訓に則り、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進し、将来地域社会の一員として、主体的に、自分らしく暮らしていくための力を育成する。

2 高等部教育目標

(1) 本校

- ① 社会参加に必要な基礎的な知識や技能の向上を図るとともに、多様な人々と共生する態度を育成し、自立に必要な諸能力の伸長を図る。
- ② 豊かな活動を通して生活意欲を高め、働く喜びを感じ、働く意味がわかることで、自らの生き方を考える力、創り出す力、楽しむ力を育む。

(2) あおの訪問学級

- ① 一人一人の障害の状態・特性に応じた学習により、健康を増進するとともに、情緒の安定を図る。
- ② 様々な体験を通して興味関心の幅を広げ、知的好奇心を高める。
- ③ 仲間と関わり集団で学ぶ喜びを味わい、人と関わる力を育む。

3 教育課程上の特色

(1) 本校

『一人一人に応じた指導』及び『自立と社会参加』、並びに『主体的に生きる力』を充実させるため、類型別教育課程を編成している。

I類…社会生活の指導を重視（職業生活・社会生活への適応を目指す。）

II類…日常生活の指導を重視（身辺自立、コミュニケーションに視点をあてる。）

また、生徒の実態に基づき、学年別、学級別、グループ別、又は個別にも指導を行う。

(2) あおの訪問学級

日常生活の指導と生活単元学習、自立活動を中心とした教育課程を編成し、一人一人の状態・特性に応じた学習を行う。

4 募集定員 本科 普通科 46名

5 出願資格

入学を志願することのできる者（以下「志願者」という）は、次の各号全てに該当する者とする。

(1) 本校

- ①令和8年3月末日までに特別支援学校中学部等を卒業する見込みの者又は学校教育法第82条において準用する同法第57条及び学校教育法施行規則第135条の第5項において準用する同施行規則第95条に規定する者。
- ②学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する者のうち知的障害に該当する者及び教育上特別な取扱いを要する者。
- ③明石市（朝霧中学校、大蔵中学校、錦城中学校、衣川中学校、野々池中学校、望海中学校、高丘中学校、

大久保北中学校、大久保中学校、魚住東中学校、魚住中学校区のうち清水小学校)、稻美町に住所を有する者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の特別支援学校中学部等卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、本要項13による。

(2) あおの訪問学級

- ① 出願資格 (1) ①に該当する者。
- ② 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する者の中知的障害に該当する者。
- ③ 兵庫県に住所を有する者。ただし県外から志願する者等特別の事情がある場合は、本要項13による。
- ④ 就学可能であるが障害の状態により通学して教育を受けることが困難な者で、出身校校長が推薦する者。

6 出願手続

- (1) 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。兵庫県立特別支援学校の他の学校又は異なる学科を併願することはできない。
- (2) 志願者は、提出書類を令和8年1月20日(火)から1月26日(月)まで(土曜・日曜を除く)の間に、出身校校長を経て本校校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(1月26日(月)は9:00~12:00)とする(以下、年表示のない日付は令和8年を示す)。なお、本校校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書きすること)。また、受検票の送付用として410円分の切手(速達料金を含む)。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手を貼り、送付先を記入した返信用定型長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。郵送による提出は、1月26日(月)までに到着したものを受け付ける。また、願書受付期間中、志願者数を学校内に公示する。
- (3) 提出書類は次のものとする。
 - ① 入学願書(様式第1号)
 - ② 受検票(様式第6号)
 - ③ 出身校校長の副申書(様式第2号)
なお、副申書の提出が困難な場合は、出身学校の卒業証明書及び本要項5出願資格(1)②又は(2)②に該当することを証明するもの(療育手帳の写し)の提出をもって副申書に替えることができる。
 - ④ 調査書(様式第4号)
 - ⑤ 推薦書(様式第3号)(あおの訪問学級を志願する者に限り必要)
 - ⑥ 施設(病院)副申書(様式第13号)(あおの訪問学級を志願する者に限り必要)
 - ⑦ 過年度卒業者が志願する場合は、住民票記載事項証明書(様式第5号)
 - ⑧ 過年度卒業者が志願する場合は、健康診断書等
 - ⑨ 本校校長が発行した入学志願承諾書(様式第12号)(本要項13に該当する者に限り必要)
※なお、本校受検者は、出願までに必ず本校での教育相談を受けておくこと。

7 志願変更

- (1) 志願者は志願変更の期間内に、志願校及び志願学科の変更をすることができる。
- (2) 志願変更の取扱期間は、1月27日(火)から1月30日(金)までとする。受付時間は、9:00~16:30(1月30日(金)は9:00~12:00)とする。この場合、書類の郵送は認めない。
- (3) 志願変更をする者は、志願変更願(甲)(様式第7号)・(乙)(様式第8号)を、出身校校長を経て、本校校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した本要項「6出願手続」(3)の書類(ただし、入学願書はその写し)の返還を受けて、志願変更先の特別支援校校長に提出する。なお、本校の受検票は、

本校に返還しなければならない。また、志願変更により新たに必要となる書類がある場合には、その書類を添付して提出すること。

(4) 令和8年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱第7001項に該当する者は、本校校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の特別支援学校長に提出し、審査を受けなければならない。

8 選考方法

- (1) 本校 面接及び調査書等により、総合的に判定し、選考する。
- (2) あおの訪問学級 推薦書及び調査書等により、総合的に判定し、選考する。

9 本校の検査日時及び場所等

- (1) 日 時 2月19日(木) A・Bの2グループに分けて実施する。
 - ① Aグループ 受付 9:00～9:15 諸注意 9:15～ 検査 9:25～(順次)
 - ② Bグループ 受付 10:05～10:20 諸注意 10:20～ 検査 10:30～(順次)

なお、各グループは本校が割り振るものとする。
- (2) 場 所 兵庫県立いなみ野特別支援学校 本校
- (3) 実施する検査 面接
- (4) 持ち物 ①受検票 ②上履き
- (5) その他 当日は、保護者面接も行うので、保護者同伴のこと。
- (6) 遅刻者の扱い 検査開始10分以内は受検を認めるが、検査時間の延長は行わない。

10 本校検査当日の緊急対応について

- (1) 7:30時点で明石市、稻美町のいずれかに、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、津波の特別警報又は警報が発表されている場合は、次の①又は②とする。
 - ① 11:00時点で解除されている場合は、午後より入学者選考を実施する。
 - Aグループ 受付 13:00～13:15 諸注意 13:15～ 検査 13:25～(順次)
 - Bグループ 受付 14:05～14:20 諸注意 14:20～ 検査 14:30～(順次)
 - ② 11:00時点で解除されていない場合は、翌日、2月20日(金)に実施する。
各グループ受付時間等は当初の予定と同じ。個々への連絡は行わない(本校ホームページに掲載)。
- (2) 公共交通機関の遅延が生じた場合は、時間を遅らせて実施する。
- (3) その他、全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達等により、通常の実施が難しい場合は、本校から各中学校に別途連絡する。
- (4) 受検者が検査当日に発熱している場合は、中学校を通じて8時までに本校に連絡すること。

11 合格者の発表

- (1) 本校
 - ① 2月27日(金) 10:00～11:00に本校玄関前に掲示する。
 - ② 合格者には、合格通知書等入学手続きに必要な書類を手渡すので、必ず受検票を持参すること。
 - ③ 電話による合否の問い合わせには応じない。
- (2) あおの訪問学級
 - ① 2月27日(金) 12:00～15:00に、訪問学級教室内に掲示する。
 - ② 合格者の保護者(あるいは成年後見人)に、合格通知書等入学手続きに必要な書類を郵送する。

I2 再募集

合格者が募集定員に満たない場合には、再募集を行う。

- (1) 出願資格は本要項「5 出願資格」に同じ。
- (2) 出願は、本要項「6 出願手続」(1) に同じ。
- (3) 志願者の出願手続は「6 出願手続」(2) に準ずるものとし、提出書類を 3 月 2 日(月) から 3 月 4 日(水)までの間に、出身学校長を経て本校学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(3 月 4 日(水)は 9:00~12:00) とする。
- (4) 提出書類は本要項「6 出願手続」(3) に同じ。
- (5) 本校の検査日時及び場所等
 - ① 日 時 3 月 6 日(金) 受付 14:00~14:15 諸注意 14:15~ 検査 14:25~(順次)
 - ② 場所等は本要項「9 本校での検査日時及び場所等」(2) ~ (5) に同じ。
- (6) 本校検査当日の緊急対応について
 - ① 11:00 時点で明石市、稻美町のいずれかに、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、津波の特別警報又は警報が発表されている場合は、翌日 3 月 9 日(月)に実施する。受付時間等は予定と同じ。個々への連絡は行わない(本校ホームページに掲載)。
 - ② 他は本要項「10 本校検査当日の緊急対応について」(2) ~ (4) に同じ。
- (7) 選考方法
 - 本要項「8 選考方法」に同じ。
- (8) 合格者の発表
 - ① 本校
 - (ア) 3 月 10 日(火) 10:00~11:00 に本校玄関前に掲示する。
 - (イ) 他は本要項「11 合格者の発表」(1) ②③ に同じ。
 - ② あおの訪問学級
 - (ア) 3 月 10 日(火) 11:00~14:00 に、訪問学級教室内に掲示する。
 - (イ) 他は本要項「11 合格者の発表」(2) ② に同じ。

I3 特別の事情のある者の手続

- (1) 県外から志願する者等特別の事情がある者で令和 8 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱 7001 項(1)(2) 及び本要項「5 出願資格」に該当する者は、兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書(様式第 10 号)を作成し、本人及び保護者の住民票記載事項証明書(様式第 5 号)及び事情を証明する書類(令和 8 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱 7003 項参照)を添えて、本校学校長に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 県外から志願する者等特別の事情がある者で令和 8 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱 7001 項(3) 及び本要項「5 出願資格」に該当する者は、「入学志願依頼状」(様式第 11 号)を志願者の住所の存する都道府県教育委員会(政令指定都市にあっては当該市教育委員会)を経由して兵庫県教育委員会に提出し、許可を得なければならない。
- (3) 申請書等受付及び承認書等発行の事務は、当初選考及び再募集共に 1 月 6 日(火)から開始し、当初入学者選考に係る事務は 1 月 19 日(月)まで、再募集は 2 月 27 日(金)まで(土曜・日曜を除く)とする。受付時間は、9:00~16:30(当初入学者選考に係る事務の 1 月 19 日(月)及び再募集に係る事務の 2 月 27 日(金)は 9:00~12:00)とする。
なお、本校学校長へは郵送による申請も可とし、その場合は、当初選考は 1 月 6 日(火)から 1 月 13

日（火）、再募集は2月20日（金）までに必着の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「入学志願承認申請書在中」と朱書きすること）。また、「入学志願承認書」（様式12号）の送付用として490円分の切手（簡易書留料金を含む。返送する入学志願承認書が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形外角形2号封筒（24cm×33.2cm）を同封する。

- (4) (3)の手続により本校校長（令和8年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱7001項（3）に該当する者は兵庫県教育長）から交付された「入学志願承認書（許可書）」を入学願書に添えて、本校校長に提出しなければならない。
- (5) 令和8年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱第7001項の各号に該当しない者で、他に特別の事情のある者についての出願及びその手続については、兵庫県教育委員会と本校校長が別途協議するものとする。

14 追検査

感染症の罹患やその他やむを得ない理由により再募集に関する学力検査等を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 受検資格

本校に出願している者で、次の①又は②に該当し、追検査の受検を希望する者。

- ① 感染症と診断され、再募集に関する検査等を受検できなかった者。
② その他、対象については別途対応する。

(2) 選考の方法

書類審査

(3) 追検査の日時及び場所等

- ① 追検査実施日 3月12日（木）
② 詳細については、別途指示をする。

(4) 合格者の発表

- ① 3月13日（金）12:30～12:50に本校玄関前に掲示する。
② 他は本要項「11 合格者の発表」(1) (2)(3)に同じ。

(5) 追検査の受検手続の詳細は、後日定める。

15 その他

- (1) 本校合格者の入学説明会(本人・保護者対象)を、3月13日（金）13:00より行う。
(2) 入学者選考に関する問い合わせは、所属の中学校を通して行ってください。